

事務連絡
平成 24 年 6 月 25 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課
障害福祉課
精神・障害保健課

控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等に係る取扱いについて

所得税及び個人住民税の扶養控除については、平成 22 年度税制改正において、年少扶養控除及び 16～18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われ、それを受けた負担上限月額の算定等に係る取扱いについては、取り急ぎ、平成 24 年 5 月 30 日の事務連絡においてお示したところです。

今般、障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 96 号）及び「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成 24 年 6 月 25 日社会・援護局障害保健福祉部長通知）」により、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断することとしたところであり、これを踏まえた実務上の取扱いについては下記のとおりですので、各都道府県においては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いします。

記

1 対象となる事項に係る計算方法等について

以下の①～⑪については平成 24 年 7 月 1 日から、⑫及び⑬については各市町村で定める日から、⑭については平成 24 年 6 月 1 日から扶養控除の見直しによる影響が生じることとなるため、これらの所得区分の算定にあたり、平

成 23 年以降分の所得税額及び平成 24 年度以降分の市町村民税の所得割の額については、別添の旧税額計算シート（①～⑩については旧市町村民税所得割額計算シート、⑪～⑭については旧所得税額計算シート）を参考に、扶養控除見直し前の旧税額を計算することにより、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ生じさせないように対応することとする。

なお、旧税額計算シートでは、上場株式の配当等申告分離課税所得がある場合、税率がその他の総合課税所得と異なるため、正確な旧税額が計算できない場合があるが、このようなケースは極めて少数であると考えられるため、旧税額計算シートの設計においては考慮していない。また、調整控除についても考慮していないことから、必要に応じて対応をお願いする。

- ① 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 3 項第 2 号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額
（関連法令） 障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 2 号イ及びロ並びに第 3 号
- ② 障害者自立支援法第 30 条第 3 項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額
（関連法令） 障害者自立支援法施行令第 19 条第 2 号ロ及びハ
- ③ 障害者自立支援法第 54 条第 1 項の政令で定める基準
（関連法令） 障害者自立支援法施行令第 29 条第 1 項
- ④ 障害者自立支援法第 58 条第 3 項第 1 号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額
（関連法令） 障害者自立支援法施行令第 35 条第 2 号
- ⑤ 障害者自立支援法第 76 条第 1 項ただし書の政令で定める基準
（関連法令） 障害者自立支援法施行令第 43 条の 2 第 2 項
- ⑥ 障害者自立支援法第 54 条第 1 項の政令で定める基準の経過的特例
（関連法令） 障害者自立支援法施行令附則第 12 条
- ⑦ 障害者自立支援法第 58 条第 3 項第 1 号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額の経過的特例

特例

(関連法令) 障害者自立支援法施行令附則第 13 条第 2 項第 2 号及び第 3 号

- ⑧ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額

(関連法令) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 24 条第 2 号

- ⑨ 児童福祉法第 21 条の 5 の 4 第 2 項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額

(関連法令) 児童福祉法施行令第 25 条の 2 第 2 号ロ

- ⑩ 児童福祉法第 24 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額

(関連法令) 児童福祉法施行令第 27 条の 2 第 2 号

- ⑪ 障害児施設徴収金の基準額

(関連通知) 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号）

- ⑫ やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額

(関連通知) やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号）

- ⑬ やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の通所利用負担上限月額

(関連通知) やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 24 年 6 月 25 日障障発第 1 号）

- ⑭ 措置入院に係る費用の徴収額

(関連通知) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

る法律による入院患者の自己負担額の認定基準について（平成7年6月16日厚生省発健医第189号）

2 扶養対象人数等の確認方法について

利用者からの申告や確定申告書、源泉徴収票の確認によるほか、住民基本台帳担当部門、税務担当部門及びその他の関係部門との連携に努めるものとする。

3 利用者への周知について

各自治体におかれては、対象となる事項について、扶養控除の見直しによる影響ができるだけ生じないようにする旨、利用者への周知をお願いします。

4 その他

地域生活支援事業について、自己負担限度額等を設けている場合についても、1に列挙した対象となる事項と同様に、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ生じさせないようにお願いします。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

TEL：03-5253-1111

（扶養控除廃止等に関する全般的な事項）

企画課 企画法令係 加藤、小原（3049）

（1 ⑤に関する事項）

企画課自立支援振興室 社会参加支援係 服部、中西（3073、3006）

（1 ①、②、⑧～⑬に関する事項）

障害福祉課 企画法令係 畑中、横田（3148）

（1 ③、④、⑥、⑦、⑭に関する事項）

精神・障害保健課 自立支援医療係 中田（3057）

（4に関する事項）

企画課自立支援振興室 地域生活支援係 奥貫、鈴木（3075）